

○山梨県スポーツ推進計画について

【 ①推進計画の位置付け 】

- ・ 本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づく地方スポーツ推進計画として、国の第2期スポーツ基本計画を参酌するとともに、山梨県教育振興基本計画と連携し、令和元年6月に策定したもの。
- ・ 計画期間は、令和元年度～令和5年度(5年間)

【 ②推進計画策定時からの状況変化 】

- ・ 「山梨県スポーツ推進条例」の制定(予定)
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大によるスポーツへの参画機会の減少

【 ③状況変化を受けた推進計画改定の方向性 】

- ・ 「山梨県スポーツ推進条例」の制定、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による、スポーツへの参画機会の減少などを受け、条例(案)に示されている、県民誰もがスポーツに親しみ、活力ある地域社会を実現していくために、現行の推進計画の、「一人一スポーツの推進」の取り組み内容を充実させる。

【 ④改定スケジュール予定 】

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ・ 令和3年4月中～下旬 | スポーツ推進審議会開催(改定素案を審議) |
| | ↓ |
| ・ 令和3年5月 | 県民意見提出制度(パブリックコメント)実施 |
| | ↓ |
| ・ 令和3年5月末 | 公表 |